

○ 松本市立小学校、中学校結核対策委員会設置要綱

平成15年3月31日

教育委員会告示第5号

改正 令和3年3月25日教育委員会告示第8号

(目的)

第1条 この要綱は、松本市立小学校、中学校（以下「小・中学校」という。）の児童生徒への結核感染防止、感染者及び発病者の早期発見・早期治療、患者発生時の対応の3つの結核対策を進めるに当たり、学校保健と地域保健が円滑な連携を図り、結核対策をさらに充実・強化するため、松本市小学校、中学校結核対策委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 小・中学校における結核健康診断の実施状況及び結果の把握に関すること。
- (2) 精密検査及び経過観察対象児童生徒の管理方針の検討に関すること。
- (3) 患者発生時の関係機関との協議並びに対策の検討に関すること。
- (4) 地域との連携を踏まえた小・中学校の結核管理方針の検討に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 松本市保健所長
- (2) 結核対策の専門家
- (3) 学校医
- (4) 学校長
- (5) 養護教諭

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長は会長が務める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日教育委員会告示第8号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。